

最低賃金の改定に関連した賃上げ率の考え方

最低賃金が改定によって増額となった場合、賃金の引き上げの中で新しい最低賃金の額まで引き上げる部分に関しては、賃上げ率の計算から除外します。

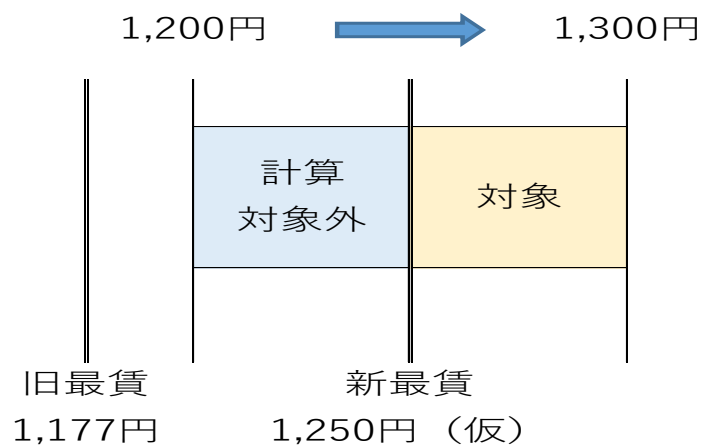
例：改定前の最低賃金が時給 1,177 円、改定後の最低賃金が時給 1,250 円と仮定して計算

●非正規労働者、賃上げ前時給 1,200 円、賃上げ後時給 1,300 円の場合

→1,200 円から 1,250 円まで引き上げる部分は計算から除外される。

$$(1,300 - 1,250) \div 1,250 = 0.04$$

となり、賃上げ率は 4 %なので交付区分は「3 %以上、1 人あたり 3 万円」となります。



なお、日給や月給で賃金が支給されている場合も、その所定労働時間等に応じて計算されます。